

# 税の申告、お忘れなく！



2月16日㈪  
～  
3月16日㈪

令和7年中の所得について、所得税や町県民税の申告が必要な場合は、必ず申告してください。  
ため、事前に医療費控除明細の作成、営業・農業所得の収支内訳書の作成をお願いします。

## 町県民税の申告が必要な人

- 1月1日現在、中能登町在住で、次に該当する人は町県民税の申告が必要です。
- ①所得税のかからない金額の所得があった人
- ②給与所得者で、給与以外の所得がある人
- ③前年中（令和7年中）に収入がなく、扶養親族になっていない人
- ④町県民税について受ける控除がある人
- ⑤別世帯の人に扶養されている人

### 所得がない人も申告が必要です

町県民税の申告は、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料などの軽減算定の基礎資料になります。申告がないと、各種サービスなどを適切に受けられない場合があります。また、所得（課税）証明書などの発行にも必要になります。

### 個人住民税の電子申告について

マイナンバーカードを利用して、スマートフォンやパソコンから個人住民税の電子申告ができるようになりました。

詳しくは [【地方税ポータルシステム e-TAX ホームページ】個人住民税申告の電子化に係る特設ページ](#)をご覧ください。

## 所得税の確定申告が必要な人

- ①事業所得や不動産所得などがあり、所得の合計金額が所得控除の合計額を超える人
  - ②給与所得者で、
    - ・給与の年間収入額が2,000万円を超える人
    - ・給与以外の所得が20万円を超える人
    - ・給与を2箇所以上から受けている人
    - ・退職などで年末調整を行っていない人
  - ③医療費控除を受ける人
- ※公的年金などの収入金額が400万円以下で、公的年金以外の所得金額が20万円以下の場合、確定申告の必要はありません。

次に該当する人は税務署またはe-Taxで申告してください。

※町では受付できません。

- ①青色申告をしている人
- ②住宅借入金等特別控除を初めて受ける人
- ③土地や家屋の売買等による譲渡所得がある人
- ④株式の譲渡所得、先物取引に係る雑所得などがある人
- ⑤損失の繰越をする人
- ⑥過去の年分の申告をする人
- ⑦雑損控除の申告をする人
- ⑧亡くなった人の申告（準確定申告）をする人

## 税務署からのお知らせ

### 【自宅でいつでも申告】

- ご自宅からスマートフォン・パソコンでe-Tax
- 作成手順は国税庁の動画サイトでチェック！

国税庁動画サイト



マイナポータル連携特設ページ

### 【マイナポータルで広がる確定申告！】

- マイナポータルとの連携で「医療費」「ふるさと納税」などが申告書に自動入力！
- ご利用いただくためには事前設定が必要です  
国税庁マイナポータル連携特設ページをご覧ください



### 【税務署での申告相談の受付】

- 確定申告会場の混雑緩和のため  
税務署申告会場への入場には「入場整理券」が必要です
- 整理券は各会場で当日配付。LINEから事前発行もしています

国税庁

LINE公式アカウント



申告と  
納税

所得税および復興特別所得税・贈与税 令和8年3月16日㈪まで  
消費税および地方消費税（個人事業者）令和8年3月31日㈫まで

詳しくは

確定申告

## パソコンやスマートフォンで申告書を作成できます

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」の画面案内に従って金額などを入力すると、自動計算され、申告書などを作成することができます。作成した申告データを印刷し税務署に郵送することもできますが、同コーナーの画面上からそのままe-Taxで税務署に送信することもできます。



e-Taxの利用には、マイナンバーカードを読み取って送信するマイナンバーカード方式と、事前に税務署などで発行されたIDとパスワードを使って送信するID・パスワード方式があります。詳しくはe-Taxホームページをご覧ください。

【e-Taxホームページアドレス <http://www.e-tax.nta.go.jp>】

# マイナンバーの記載等について



確定申告書を提出する際は、毎回マイナンバーの記載が必要です。

## 番号確認書類

- ・マイナンバーカード
- ・通知カード
- ・マイナンバーが記載された住民票

## 本人確認書類

- ・マイナンバーカード
- ・運転免許証等

マイナンバーの記載に加え、上記書類の提示又は写しの添付が必要です。

## 申告に必要なもの

確定申告書提出のため				
◆マイナンバーカードなど				
本人、配偶者、扶養親族、事業専従者のマイナンバーが分かるものと申告される人の本人確認書類。(上記参照)				
◆税務署から送られてくるハガキまたは利用者識別番号の通知書				
所得確認のため				
◆給与、公的年金などの源泉徴収票				
源泉徴収票を紛失された場合、給与は勤務先、公的年金などは七尾年金事務所(☎ 53-6511)またはその他の支払機関に再発行を依頼してください。				
◆収支内訳書				
営業や農業などの収入がある人は、事前に収支内訳書を作成してください。				
◆保険満期の通知、収入証明書など				
生命保険などの満期返戻金や個人年金などの支払いを受けた人は、郵便局や保険会社などから交付された通知書などを持参してください。				
控除確認のため				
◆社会保険料の控除証明書または領収書				
国民健康保険税、介護保険料および後期高齢者医療保険料の証明書は、1月下旬に役場から送付します。 (年金特別徴収分は年金の源泉徴収票に記載されています)				
◆医療費控除の明細書、医療費通知				
事前に「個人ごと」「病院ごと」に合計金額を書いた「医療費控除の明細書」を準備してください。控除は令和7年内に支払ったものが対象となります。				
1年間に支払った医療費(保険などから補填された分を差し引いた金額)の合計額が10万円または所得金額の5%を超えている場合に医療費控除の対象になります。				
◆生命保険料・地震保険料控除証明書				
保険会社などが発行する控除額の証明書をお持ちください。				
◆寄附金領収書				
一定の要件にあてはまる寄附を行った人が、寄附金控除の対象となります。				
◆障害者手帳、障害者控除対象者認定書				
還付を受けるため				
◆申告者本人名義の金融機関の口座番号がわかるもの				
所得税が還付となる申告には必ず必要となります。				

## 申告受付の日程

【会場】行政サービス庁舎 1階



月	日	曜日	受付時間	対象地区
2	16	月	9:00～11:30 13:00～15:30	西馬場 堂前、森宮
	17	火	9:00～11:30 13:00～15:30	川原、若草、今町 徳丸、上後山、下後山
	18	水	9:00～11:30 13:00～15:30	中大門、大上門、上出、桜新町 八坂、仲町、天神
	19	木	9:00～11:30 13:00～15:30	沢、谷内、杉谷 正部谷、横町、宮地
	20	金	9:00～11:30 13:00～15:30	良川
	24	火	9:00～11:30 13:00～15:30	春木、大槻 新庄、廿九日、川田
	25	水	9:00～11:30 13:00～15:30	瀬戸、花見月 黒氏
	26	木	9:00～11:30 13:00～15:30	一青、羽坂、今羽坂 末坂
	27	金	9:00～11:30 13:00～15:30	在江、西、坪川 久乃木
	1	日	9:00～11:30 13:00～15:30	町内全地区 (平日申告できない人)
3	2	月	9:00～11:30 13:00～15:30	武部 二宮、二宮あおば台
	3	火	9:00～11:30 13:00～15:30	石動山、徳前、最勝講 芹川
	4	水	9:00～11:30 13:00～15:30	尾崎、東馬場 上井田
	5	木	9:00～11:30 13:00～15:30	下井田 小竹、水白、小田中
	6	金	9:00～11:30 13:00～15:30	藤井、福田、久江 高畠、曾祢、小金森
	9	月	9:00～11:30	町内全地区(土日除く)
	16	月	13:00～15:30	

## 障害者控除対象者認定書の申請について

障害者手帳の交付を受けていない人でも、要介護認定を受けている65歳以上で、障害者手帳を取得できる程度または常に寝たきり状態の人は、申請に基づき町が発行する「障害者控除対象者認定書」で、障害者手帳をお持ちの人と同等の税控除を受けることができます。

手続き等については、長寿福祉課介護保険係(☎ 72-3133)までご相談ください。

## 3月1日㈰の申告について

例年、日曜日の申告は大変混雑しますので、時間に余裕をもってお越しください。また、平日に申告できない人を対象としております。あらかじめご了承願います。

■ 確定申告に関するご相談  
七尾税務署 ☎ 52-3381  
町県民税に関するご相談  
税務課 ☎ 72-3136